

(写)

長門市告示第 93 号

令和 4 年第 2 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 5 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 4 年 5 月 27 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）

第 2 号 専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）

第 3 号 専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 2 号 令和 3 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 3 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

令和 4 年第 2 回

長門市議会臨時会

議 案

## 目 次

### 議 案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 号 専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）
- 第 3 号 専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）

### 報 告

- 第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号 令和 3 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 3 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議案第 2 号

専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）

長門市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長門市長 江 原 達 也

長門市条例第8号

長門市税条例等の一部を改正する条例

(長門市税条例の一部改正)

第1条 長門市税条例(平成17年長門市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付 _____</p> <p>_____</p> <p>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げ</p>

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又

る申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又

は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの

ア～エ (略)

オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ～コ (略)

(2) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計

は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの

ア～エ (略)

オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20

年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ～コ (略)

(2) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得

算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前

金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又は



年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に

これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に



(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2～8 (略)

9 法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 62 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2～8 (略)

9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 60 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 69 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

## 第 2 節 固定資産税

(法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合)

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 27 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、長門市証明等手数料条例(平成 17 年長門市条例第 62 号)で定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、長門市証明等手数料条例で定

第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

## 第 2 節 固定資産税

(法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合)

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 27 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳

の閲覧の手数料は、長門市証明等手数料条例(平成 17 年長門市条例第 62 号)で定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書

の交付

手数料は、長門市証明等手数料条例で定

めるところによる。

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。

3 法附則第 15 条第 15 項に規定する市の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 15 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1） とする。

4 法附則第 15 条第 22 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

5 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

7 法附則第 15 条第 23 項第 3 号に規

めるところによる。

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 15 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

3 法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1） とする。

4 法附則第 15 条第 23 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

5 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

7 法附則第 15 条第 24 項第 3 号に規

- |  |  |
|--|--|
| 定する <u>市</u> の条例で定める割合は2分の1とする。  | 定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は2分の1とする。  |
| 8 <u>法附則第15条第24項第1号</u> に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は3分の2とする。                | 8 <u>法附則第15条第25項第1号</u> に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は3分の2とする。                |
| 9 <u>法附則第15条第24項第2号</u> に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は2分の1とする。                | 9 <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は2分の1とする。                |
| 10 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 | 10 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 |
| 11 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 | 11 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 |
| 12 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 | 12 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 |
| 13 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 | 13 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は3分の2とする。 |
| 14 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 | 14 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 |
| 15 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 | 15 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 |
| 16 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 | 16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は4分の3とする。 |
| 17 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は2分の1とする。 | 17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は2分の1とする。 |
| 18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市</u> の条例で定める割合は2分の1とする。 | 18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する <u>市町村</u> の条例で定める割合は2分の1とする。 |
| 19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定                               | 19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定                                 |

する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

27 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新設)

25 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2~8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5



係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置

法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

\_\_\_\_\_を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置

法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで又は第 37 条の 8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めると

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段

きは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段

に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

\_\_\_\_\_であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号\_\_\_\_\_)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

<p>(削る)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  <u>第 26 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。</u>  <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u></p>
-------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 長門市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年長門市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(長門市税条例の一部改正)</p> <p>第 1 条 長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「<u>扶養親族（」の下に「年齢 16 歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第 4 項中「<u>所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p>	<p>本則</p> <p>(長門市税条例の一部改正)</p> <p>第 1 条 長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢 16 歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第 4 項中「<u>所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p>

<p>第 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中長門市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、第 17 条の 2 第 3 項及び第 25 条の改正規定並びに同条例附則第 26 条を削る改正規定並びに第 2 条 (次号に掲げる改正規定を除く。) の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中長門市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条 (長門市税条例等の一部を改正する条例 (令和 3 年長門市条例第 20 号) 附則第 2 条第 4 項の改正規定に限る。) の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中長門市税条例第 18 条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第 73 条の 2 第 1 項の改正規定 (「固定資産課税台帳」の次に「 (同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。) 及び同条例第 73 条の 3 第 1 項の改正規定 (「事項の証明書」の次に「 (同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。) 並びに次条並びに附則第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定 民法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 24 号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日 (納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の長門市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の長門市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の長門市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の長門市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の長門市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の長門市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



議案第 3 号

専決処分の承認について（長門市都市計画税条例の一部を改正する条例）

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

長門市長 江 原 達 也

長門市条例第9号

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

長門市都市計画税条例（平成17年長門市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～4（略） （法附則第15条第15項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 9 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市	附 則 1～4（略） （法附則第15条第16項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3 （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （新設）  （改修実演芸術公演施設に対する都市

計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

**10** (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

**11** 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

**12** (略)

**13** 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地

計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

**9** (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

**10** 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

**11** (略)

**12** 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地

等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 11 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 11 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 11 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

16 附則第 11 項及び第 13 項の[宅地等]とは法附則第 17 条第 2 号に、

等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

15 附則第 10 項及び第 12 項の[宅地等]とは法附則第 17 条第 2 号に、

附則第 11 項及び第 14 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項、第 12 項、第 14 項及び前項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 14 項及び前項の「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に規定するところによる。

17 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 3 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

附則第 10 項及び第 13 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項、第 13 項及び前項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 13 項及び前項の「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号口に規定するところによる。

16 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 3 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長門市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 3 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について  
令和 3 年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る  
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22  
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和3年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
総務費	総務管理費	光ファイバー網整備事業	1,243,276,000	1,202,276,000		379,425,000	759,300,000		63,551,000
		長門地区告知端末整備事業	5,500,000	5,500,000					5,500,000
	戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード所有者ワンストップ化対応事業	3,636,000	3,635,500		2,920,000			715,500
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	592,097,000	156,696,000					156,696,000
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス対策事業	90,230,000	53,955,801		53,955,801			
農林水産業費	農業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	17,330,000	17,330,000		17,330,000			
	水産業費	県営漁港ストックマネジメント事業費負担金	2,800,000	755,980	99,180		600,000		56,800
		県営漁港海岸堤防等老朽化対策事業費負担金	3,570,000	3,259,930					3,259,930
		県営仙崎漁港漁業資源増進モデル整備事業費負担金	7,500,000	7,500,000					7,500,000
		漁港施設整備事業	1,375,000	1,210,000					1,210,000
商工費	観光費	長門湯本温泉観光まちづくり整備事業	2,000,000	2,000,000				2,000,000	
土木費	道路橋梁費	市道土手正楽寺線改良事業	13,320,000	13,320,000	24,000	7,083,000	6,200,000		13,000
		市道本郷畑線改良事業	19,400,000	19,400,000	44,000	10,375,116	8,900,000		80,884
		市道白方大窪線改良事業	19,561,000	15,163,000	80,544	7,484,562	7,500,000		97,894
		橋梁等改修事業	11,431,000	11,431,000		6,765,414	4,600,000		65,586
		市道八ツ面江良線改良事業	10,793,000	3,238,000		1,748,519			1,489,481
	河川費	三隅地区河川等維持管理費	4,328,000	4,328,000					4,328,000
	都市計画費	地籍調査事業	62,161,000	62,161,000		44,400,000			17,761,000
教育費	中学校費	学校施設・設備等整備事業	117,487,000	111,787,000	95,000	29,708,000	65,300,000		16,684,000
	社会教育費	中央公民館非常用発電機更新事業	5,390,000	5,390,000					5,390,000
災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	3,242,000	3,241,500		3,215,568		16,772	9,160
	公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	92,951,000	69,856,500	76,500	36,621,000	18,200,000		14,959,000
計			2,329,378,000	1,773,435,211	419,224	601,031,980	870,600,000	2,016,772	299,367,235

報告第 2 号

令和 3 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和 3 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也



令和3年度長門市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的 支出	建設 改良費	上水道事業										
		山陰本線人丸・伊上 間東大坊第1踏切下 上水道管新設工事	23,667,000	9,000,000	14,667,000	0	0	11,600,000	3,067,000	0	0	西日本旅客鉄道(株)受託工事 の遅れにより、年度内完了 が不可能となったため。
		東大坊地区作業ヤ ート整備工事	8,151,000	2,500,000	5,651,000	0	0	0	5,651,000	0	0	
		東大坊地区導・配水 管布設工事(2工区)	5,362,500	1,600,000	3,762,500	0	0	2,000,000	1,762,500	0	0	
		長門市水道監視シ ステム構築工事	24,500,000	13,900,000	10,600,000	0	0	0	10,600,000	0	0	新型コロナウイルス感染拡 大に伴う機器・部品不足に より、年度内完了が不可能 となったため。
長門市水道監視シ ステム構築工事(追加 分)	8,800,000	3,500,000	5,300,000	0	0	0	5,300,000	0	0			

報告第3号

令和3年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告  
について

令和3年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年5月27日提出

長門市長 江 原 達 也

令和3年度長門市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰 越 額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道建設事業										
		東深川2号汚水幹線改築更新工事（浜手湊線）	105,000,000	0	105,000,000	52,500,000	0	49,800,000	2,700,000	0	0	国庫補助金の交付決定に伴い3月補正で予算措置したため
		東深川2号汚水幹線改築更新工事（前角線）	25,000,000	0	25,000,000	12,500,000	0	11,800,000	700,000	0	0	
		東深川2号汚水幹線改築更新工事（江の川線）	80,000,000	0	80,000,000	40,000,000	0	38,000,000	2,000,000	0	0	
		田屋1号汚水幹線管渠施設改築更新工事（白潟緑ヶ丘線）	10,000,000	0	10,000,000	5,000,000	0	4,200,000	800,000	0	0	
田屋2号汚水幹線管渠施設改築更新工事（田屋線）	10,000,000	0	10,000,000	0	0	8,500,000	1,500,000	0	0			

報告第4号

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議会の議決を得た契約の金額を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和4年3月23日別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年5月27日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 23 日

長門市長 江 原 達 也

### 記

工事請負契約の一部を変更することについて

令和 3 年 3 月長門市議会定例会において議決された議案第 40 号「工事請負契約の締結について（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事（青海島・渋木・真木・俵山地区）」中契約金額「540,100,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 49,100,000 円）」を「541,729,100 円（うち消費税及び地方消費税の額 49,248,100 円）」に変更する。